

## 第4次岡山県廃棄物処理計画（素案）の主な修正箇所

頁	原文（素案）	修正案（最終案）	理由等
14	表 3-1-6 と図 3-1-8 の表題 「 <u>手法別資源化量</u> 」	「 <u>最終処分量の推移</u> 」	表題誤り
19	(6) 海ごみの状況（8行目） 「…、 <u>ペットボトル等のプラスチック、発泡スチロールの破片、かけら類、包装容器等の…</u> 」	「…、 <u>ペットボトルや魚箱（発泡スチロール製容器）の破片・かけら類、容器包装等の…</u> 」	発泡スチロールもプラスチックであること及び容器包装リサイクル法の定義を考慮した記述の整理
25	(5) し尿に関する課題の1) の3行目 「 <u>合併処理</u> 」	「 <u>合併処理浄化槽</u> 」	「浄化槽」の記載漏れ
32	(5) 食品ロス削減の推進の1行目から 「 <u>家庭における食品由来の廃棄物のうち、食べ残しや、賞味期限切れなどによって調理されないまま捨てられるもの、可食部分を残したまま捨てられるものなど、まだ食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる「食品ロス」が問題となっています。</u> 」	「食品由来の廃棄物のうち、食べ残しや、調理されないまま捨てられるもの、可食部分を残したまま捨てられるものなど、まだ食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる「食品ロス」が問題となっています。」	食に関するいろいろな場面での食品ロスの削減を目指すことを明確にする記載とするとともに、誤解を招く記述を削除
35	「(13) リサイクル処理対象物の拡充」の「主な取組」 「 <u>電池類など、埋立処分されているものの、技術的にリサイクル可能な物について、市町村にリサイクル事例の情報提供や助言等を行い、可能な限り再資源化が行われるよう努めます。</u> 」	「電池類など、埋立処分されているものの、技術的にリサイクル可能な物について、市町村にリサイクル事例の情報提供や助言等を行い、 <u>再資源化の取組促進を積極的に進めます。</u> 」	表現として少し踏み込んだものとする。
37	「(6) 海ごみ対策の推進」の1行目 「 <u>瀬戸内海</u> の海ごみの多くが、日常生活から出たごみや心ないポイ捨て等により海に流れ込んだものであることから、…」	「 <u>瀬戸内海</u> の海ごみの多くが、日常生活から出たごみや心ないポイ捨て等されたものが <u>河川や水路を通じて海</u> に流れ込んだものであることから、…」	海ごみは沿岸地域だけではなく、全県的な問題であることを明確にする記載とする。
37	「(6) 海ごみ対策の推進」の「主な対策」の下から3行		海底ごみの処理は、漁協以外の水

	目 「 <u>漁業協同組合</u> 」	「 <u>漁業関係団体</u> 」	産関係団体も関係しているため。
38	「(2) ごみ処理の広域化の促進」の1段落目 「老朽化したごみ焼却施設が増加する一方で、人口の減少や廃棄物の排出抑制の取組などにより、市町村が中間処理・最終処分する一般廃棄物の量は長期的に減少していくことが見込まれます。また、 <u>ダイオキシン類の排出削減の観点に加えて、廃棄物発電等の実施により地球温暖化防止に寄与する上でも施設の大規模化は必要となります。</u> 」	「老朽化したごみ焼却施設が増加する一方で、人口の減少や廃棄物の排出抑制の取組などにより、市町村が中間処理・最終処分する一般廃棄物の量は長期的に減少していくことが見込まれることから、 <u>安定的かつ効率的な処理が必要です。</u> また、 <u>ダイオキシン類の排出削減は進展していますが、サーマルリサイクルによる地球温暖化防止の観点からも、施設の大規模化は必要となります。</u> 」	ごみ処理広域化の必要性について記述を整理
38	「(2) ごみ処理の広域化の促進」の2段落目 「関係市町村の主体的な協議を促すため、県が協議のフレームとして示してきたブロック割については、本計画の目標年度である平成32年度のごみ焼却量の見込みや関係市町村の検討状況も踏まえて、引き続き次のとおりとします。」	「関係市町村の主体的な協議を促すため <u>の</u> 、県が協議のフレームとして示してきたブロック割については、本計画の目標年度である平成32年度のごみ焼却量の見込みや関係市町村の検討状況も踏まえて、引き続き次のとおりとし、 <u>実際の広域化は、地域の実情等を踏まえた市町村判断のもとで進めていくもの</u> とします。」	県が示すブロック割以外の柔軟な取組が可能であることを記載
41	(1) 災害廃棄物処理計画の策定及び対応体制の整備の1行目 「 <u>従来発生する生活ごみ</u> 」	「 <u>日常生活から発生する生活ごみ</u> 」	分かりやすい表現に修正
73	「県民の役割」の9行目 「食品の <u>食べ切り・使い切り</u> 、…」	「食品の <u>食べきり</u> 、 <u>食材の使いきり</u> 、…」	用字誤り等
資-4	「【 <u>合併処理浄化槽</u> 】の3行目の「 <u>寄与</u> 」	「 <u>影響</u> 」	用語の修正
資-4	「【 <u>合併処理浄化槽</u> 】の3～4行目		二重表現の修正

	「 <u>生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水道の整備等と並んで合併処理浄化槽の普及や単独処理浄化槽からの転換を進めている。</u> 」	「 <u>下水道の整備、合併処理浄化槽の普及促進、単独処理浄化槽から下水道や合併処理浄化槽への転換を進めている。</u> 」	
資-6	「 <b>【産業廃棄物】</b> 」の説明前段 「 <u>工場や事業場の事業活動（物の製造、加工、販売等）に伴って生じた廃棄物のうち、…</u> 」	「 <u>工場や事業場での物の製造や加工、販売、建設工事等の事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、…</u> 」	分かりやすくするために記述を整理
資-10	【 <b>マイクロプラスチック</b> 】 「 <u>ペットボトルやレジ袋などのプラスチックごみが、紫外線や波の力で5mm以下まで細かくなったもので、有害物質を吸着しやすいことや魚などに誤食されやすいことから、新たな環境への懸念材料となっているが、人体への影響など不明な部分も多く、様々な研究が進められている。</u> 」	「 <u>洗顔料、化粧品、工業用研磨剤などに使用されている小さなビーズ状のプラスチック原料等や、レジ袋などのプラスチックごみが、紫外線や波の力で5mm以下まで細かくなったもので、有害物質を吸着しやすいことや魚などに誤食されやすいことから、新たな環境への懸念材料となっているが、人体への影響など不明な部分も多く、様々な研究が進められている。</u> 」	マイクロプラスチックの原因物質について正確な記載とする。
資-11	【 <b>容器包装リサイクル法</b> 】 「 <u>…、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、…再商品化を実施するという役割分担を定めている。</u> 」	「 <u>…、家庭ごみの中の容積比で大きな割合を占める容器包装廃棄物について、…リユースやリサイクルなどによる再商品化を実施するという役割分担を定めている。</u> 」	分かりやすくするために記述を整理
資-13	「16 がれき類」の例示 「 <u>工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、アスファルトの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物</u> 」	「 <u>工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、アスファルトの破片、レンガの破片、<u>廃墓石</u>、その他これに類する不要物</u> 」	廃墓石の取扱いを明確にする記載とする。